

鳥取市污水合併処理施設の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第180号）新旧対照表 第36条関係

改正後	改正前
<p>○鳥取市污水合併処理施設の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 鳥取市条例第180号</p> <p>第1条 ～ 第5条（略） （使用料の算定）</p> <p>第6条 使用料の額は、市長が定める2月ごとの使用期間（以下「使用期間」という。）において使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、別表第2に定めるところにより算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、1月当たりの排除汚水量は、当該使用期間において各月均等に排除したものとみなす。</p> <p>第6条第2項（略）</p> <p>第7条 ～ 第9条（略）</p>	<p>○鳥取市污水合併処理施設の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年9月30日 鳥取市条例第180号</p> <p>第1条 ～ 第5条（略） （使用料の算定）</p> <p>第6条 使用料の額は、市長が定める2月ごとの使用期間（以下「使用期間」という。）において使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、別表第2に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、1月当たりの排除汚水量は、当該使用期間において各月均等に排除したものとみなす。</p> <p>第6条第2項（略）</p> <p>第7条 ～ 第9条（略）</p>